2020.4.3

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金　２次公募

項目	内容
名称	令和元年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型、２次締切）
内容	本事業は、中小企業・小規模事業者等今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。
補助対象者	中小企業 以下を満たす３～５年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額　＋３％以上／年 ・給与支給総額＋１．５％以上／年 ・事業場内最低賃金＞地域別最低賃金＋３０円
対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費
補助率	１／２（小規模２／３）
限度額	100 万円～1000 万円
予算	3600 億円（他含む）
公募期間	１次締切：2020 年３月 10 日～3 月 31 日 ２次締切：2020 年４月 20 日～5 月 20 日 ３次締切 2020 年８月頃 ４次締切 2020 年 11月頃 ５次締切 2021 年２月頃
実施期間	交付決定日～１０か月以内
事業年度	－
応募先	ものづくり補助金サポートセンター　０５０－８８８０－４０５３
ＨＰ	https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/reiwamono-0326koubo20200310.html https://seisansei.smrj.go.jp/ http://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html
採択	2019 年度 7,468／14,927（50.0%）
説明会	－

備考	「ものづくり補助金」が劇的変化！ 10のポイント 01 通年で公募 3ヶ月おきに締切 02 事業実施期間が 倍増 5ヶ月→10ヶ月 03 必要な添付書類が 半分に 最大16点（必須6点） →最大8点（必須3点） 04 公募要領の厚みが 4分の1に 86ページ→20ページ 05 あらゆる手続きが 100%電子化 70以上の補助金が共通システム上で手続き可 06 対象経費を明確化 中古設備、副業兼業人材を活用しやすく 07 賃上げ要件の追加 付加価値向上の成果を従業員に還元 08 ルーキー優遇 過去に交付決定を受けた者を減点 09 新型コロナウイルスの影響にも対応 加点措置＋申請要件緩和＋事前着手可能 10 収益納付を免除 十分な賃上げをした場合等は収益納付を免除